



遺失物法が改正され、警察は猫の引取りを断れます。

詳しいホームページは：http://awn.sub.jp/qa/qa_sem3-2shutoku_17.5.html

改正・遺失物法 平成十八年六月十五日法律第七十三号
最終改正：平成二十七年九月九日法律第六五号

第四条 拾得者は、速やかに、拾得をした物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。ただし、法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件及び犯罪の犯人が占有していたと認められる物件は、速やかに、これを警察署長に提出しなければならない。

2 施設において物件（埋蔵物を除く。第三節において同じ。）の拾得をした拾得者（当該施設の施設占有者を除く。）は、前項の規定にかかわらず、速やかに、当該物件を当該施設の施設占有者に交付しなければならない。

3 前二項の規定は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第三十五条第三項に規定する**犬又は猫に該当する物件について同項の規定による引取りの求めを行った拾得者については、適用しない。**

動物の愛護及び管理に関する法律

（昭和四十八年法律第百五号）

第四章 都道府県等の措置等

（犬及び猫の引取り）

第三十五条 都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。

2 前項本文の規定により都道府県等が犬又は猫を引き取る場合には、都道府県知事等（都道府県等の長をいう。以下同じ。）は、その犬又は猫を引き取るべき場所を指定することができる。

3 第一項本文及び前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則

（最終改正平成27年5月環境省令第23号）

（犬猫の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合）
第二十一条の二 法第三十五条第一項 ただし書の環境省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。ただし、次のいずれかに該当する場合であっても、生活環境の保全上の支障を防止するために必要と認められる場合については、この限りでない。

- 一 犬猫等販売業者から引取りを求められた場合
- 二 引取りを繰り返し求められた場合
- 三 子犬又は子猫の引取りを求められた場合であって、当該引取りを求める者が都道府県等からの繁殖を制限するための措置に関する指示に従っていない場合
- 四 犬又は猫の老齢又は疾病を理由として引取りを求められた場合
- 五 引取りを求める犬又は猫の飼養が困難であるとは認められない理由により引取りを求められた場合
- 六 あらかじめ引取りを求めると見つけるための取組を行っていない場合
- 七 前各号に掲げるもののほか、法第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として都道府県等の条例、規則等に定める場合（※法第七条第四項「終生飼養」の努め）

捕獲檻で捕獲された猫の対応について

として、平成27年6月17日付、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長より、各都道府県、指定都市、中核市、動物愛護管理主管課（室）長殿宛に「事務連絡」が出されています。

猫を駆除するための捕獲行為の目的、手段、態様等によっては、愛護動物殺傷又は同虐待にあたる可能性があること、他人の所有又は占有する猫の可能性のある事項に留意して、捕獲理由、捕獲状況等について慎重に確認することや、そのほかなどについての内容で、猫の駆除を制しています。

成猫が落ちていてる筈も無いので拾えないことや、落とし物の所有権が判明する間、警察が猫を保管ができないなどから遺失物法を猫に適用しないことになりました。

また、例えば捕まえられた猫も法第三十五条の対象ですから役所は引き取れません。

【関連情報は…】

所有者の判明しない犬又は猫その他の動物が拾得された場合の取扱い等について（環自総発第1401141号）
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/files/n_20.pdf
殺処分ゼロを言う国の機関が…
http://awn.sub.jp/qa/qa_kujo_gigi_14.10.html